



暴追センターだより

VOL. 39

令和 8 年



「二本松 万燈桜」 撮影者／福島県警察 瓶子祐介

公益財団法人
福島県暴力追放運動推進センター



ごあいさつ

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

会 長 内 堀 雅 雄

当センターは、平成2年4月の設立以来、長年にわたり暴力追放に向けた広報・啓発を始め、暴力団事務所撤去への支援や被害者等の相談対応、不当要求防止責任者講習、さらには、発生から15年を迎えた東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に係る復興・再生事業からの暴力団排除など、様々な活動を展開してまいりました。

これもひとえに、皆様の深い御理解、御支援の賜であり、心から感謝を申し上げます。

そうした地道な活動や警察当局の厳しい取締りにもかかわらず、残念ながら県内には依然として約300人もの暴力団員等が存在しています。また、大きな社会問題となっている匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺にも暴力団員が深く関与する実態が見られるなど、近年の暴力団は不透明化、多様化、巧妙化の傾向を一層強めております。さらに、覚醒剤等違法薬物の密売や、みかじめ料の徴収といった従来の犯罪に加え、時代の変化に応じた様々な資金獲得活動を行い、今なお、県民生活や社会経済活動に多大な不安と脅威を与えております。

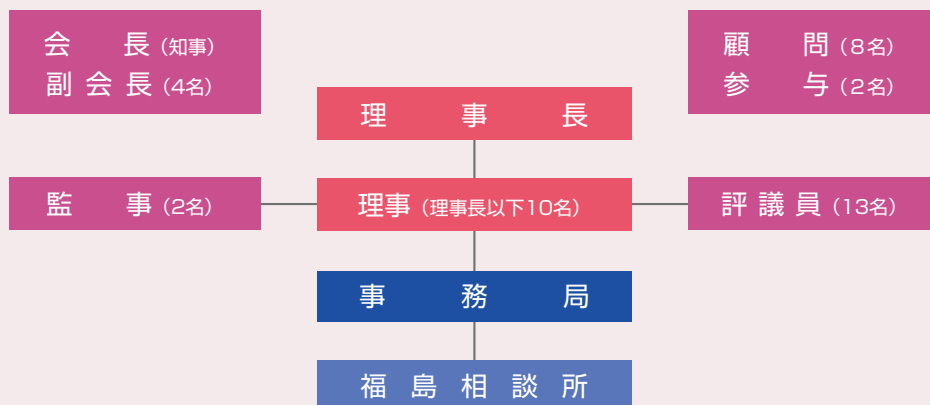
このような中、県及び県内全ての市町村では「暴力団排除条例」に基づき、公共事業からの暴力団の排除や、事業者から暴力団員等への利益供与の禁止、少年の健全育成を図るための教育など、その活動を封じるための対策を着実に進めております。

暴力団の根絶に当たり最も大切なことは、県民の皆様お一人お一人が、「暴力団の存在を絶対に認めない」という強い信念と勇気を持ち、社会全体で暴力団排除に取り組む環境を整えていくことでもあります。

当センターといたしましては、今後とも、県民の皆様と力を合わせ、県、市町村、警察や弁護士会を始め、関係機関・団体の皆様との連携をより緊密にしながら、社会の敵である暴力団を追放し、「暴力団のいない、安全で安心して暮らせる福島県」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

皆様には、引き続き一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター構成





暴追センターの 活動状況

公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

理事長 **佐藤 稔**

当センターでは、暴力団に関する相談を受けています。当センター職員である暴力追放相談委員の他、専門的な知識や経験が豊富な弁護士、保護司、少年指導委員を非常勤の暴力追放相談委員に委嘱して相談にあたっており、アドバイスを行っています。令和7年中は121件の相談を受理しました。

福島県公安委員会から委託を受けて行っている「不当要求防止責任者講習」では、事業所や企業等の不当要求防止責任者に対し、当センター職員や警察官及び弁護士による講義、DVD等視聴覚教材を活用した講習を実施し、暴力団の不当要求からの被害防止を図っています。講習は県内6つの地域で年間を通じて開催しており、不当要求への対応要領等の資料を配付している他、受講修了書や受講事業所の証（ステッカー）などを交付しています。令和7年度中は、30回の講習に785名の方が受講しました。

地域、職域から暴力団排除を図るための広報・啓発事業として、毎年「暴力団根絶福島県民大会」を開催していますが、令和7年度は第35回大会を会津若松市の会津風雅堂で開催し、県内各地から約500人が参加しました。

暴力団離脱者の社会復帰への支援は、関係機関・団体や暴力団社会復帰対策協議会会員事業所と連携して推進しており、これまでに65名の暴力団離脱者が同協議会の会員事業所に就労しました。

さらに、適格都道府県センター制度の活用による暴力団事務所撤去活動の他、地域や職域の暴力団排除組織・団体の活動を支援するとともに、少年への暴力団からの働きかけを排除する活動、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の復興・再生事業等からの暴力団排除活動を行っています。

暴力団を根絶するためには、県民の皆様一人一人が「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の「暴力団追放三ない運動」を着実に実践し、社会全体で暴力団排除を継続していくことが重要です。

当センターは、令和8年も民間における暴力団排除活動の中核的組織として、各種事業を展開してまいりますので、県民の皆様より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

役員等名簿

(令和8年4月1日現在)

会長・副会長

会長	福島県知事
副会長	福島県議会議長
副会長	福島県市長会会長
副会長	福島県町村会会長
副会長	福島県商工会議所連合会会長

役員

理事	(一社)福島県銀行協会会長
理事	(公財)福島県暴力追放運動推進センター専務理事
理事	福島県商工会連合会
理事	(公社)福島県宅地建物取引業協会会長
理事	(株)福島銀行取締役
理事	東北電力(株)福島支店地域共創本部部長
理事	(一社)福島県建設業協会専務理事
理事	(株)大東銀行専務取締役
理事	福島県遊技業協同組合連合会理事長
理事	NTT東日本-東北福島支店企画総務部長

役員

監事	公認会計士
監事	福島県信用金庫協会会長

評議員

評議員	福島県総務部財務総室入札監理課長
評議員	(株)東邦銀行総務部長
評議員	ゼビオコーポレート(株)副社長
評議員	日本中央競馬会福島競馬場主幹
評議員	福島県弁護士会所属弁護士
評議員	福島県社交飲食業生活衛生同業組合理事長
評議員	全国共済農業協同組合連合会福島県本部副本部長
評議員	(株)ヨークベニマル執行役員総務室長
評議員	日東紡績(株)顧問
評議員	(一社)福島県損害保険代理業協会会長
評議員	福島県町村会常務理事兼事務局長
評議員	(公社)福島県防犯協会連合会専務理事
評議員	福島県市長会常務理事兼事務局長

暴追センターの主な事業活動

1 暴力団が行う不当な行為を防止する広報活動

- ポスター、パンフレット等の作成、活用
- 暴力団根絶福島県民大会の開催
- 新聞・ラジオ等広報媒体活用による広報



2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- 暴力追放運動推進組織が行う各種行事への支援



3 暴力団からの不当な行為に関する相談活動

- 面談による相談
- 電話、メール等による相談

相談無料
秘密厳守



4 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- 相談による個別の指導、助言
- 各種団体への啓発活動



5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

- 相談による個別の指導、助言
- 離脱のノウハウ
- 就労支援



6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

- 裁判手続費用の無利子貸付等
(組事務所撤去訴訟・損害賠償請求訴訟)
- 組事務所使用差止訴訟(住民の代行)



暴力団根絶福島県民大会

令和7年11月20日、会津若松市の「會津風雅堂」において、「第35回暴力団根絶福島県民大会」を開催、県内から暴排関係者約500人が参加し、「暴力団のいない安全で安心な地域づくり」を誓いました。



不当要求防止責任者講習

暴力団からの不当要求による被害を防止するための講習会を開催しています。一部弁護士の講習も行っていますので、是非受講して下さい。



7 講習・研修活動

事業所で暴力団からの不当要求被害を防止するため、責任者に選任された方を対象に、公安委員会からの委託を受けて不当要求防止責任者講習を行います。また、少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修を行います。



暴力団根絶モニター会議

暴力団の動静情報の提供や地域住民への啓発を通して、暴力団根絶に貢献するモニターの研修会を開催しています。



みかじめ料排除対策協議会

暴力団の資金を絶つため、飲食店等からのみかじめ料排除活動を行っています。



民事介入暴力対策協議会

暴力団事務所撤去活動等について、弁護士・警察・暴追センターの三者が協定を結んで対応しています。



県内の暴力団勢力

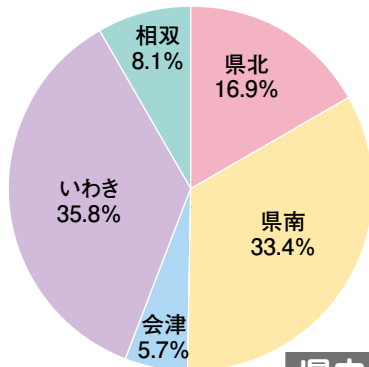
※警察本部調べ

指定暴力団の分布状況

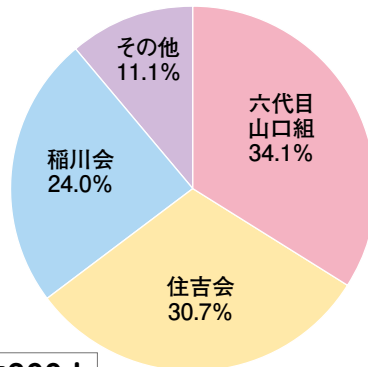
令和8年1月1日現在の暴力団勢力は、30組織、約300人となっております。このうち、指定暴力団の六代目山口組・住吉会・稲川会の主要3団体の勢力は、全体の約88.8%を占めており、その分布状況は、おおむね下図のとおりです。



■ 方部別暴力団員数の割合



■ 主要団体の寡占化状況



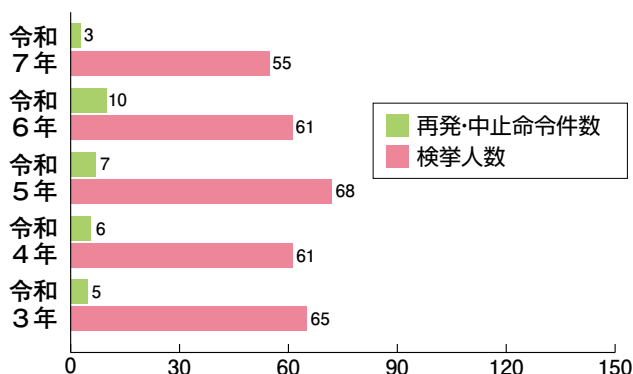
県内 約300人

※小数点第二位を四捨五入

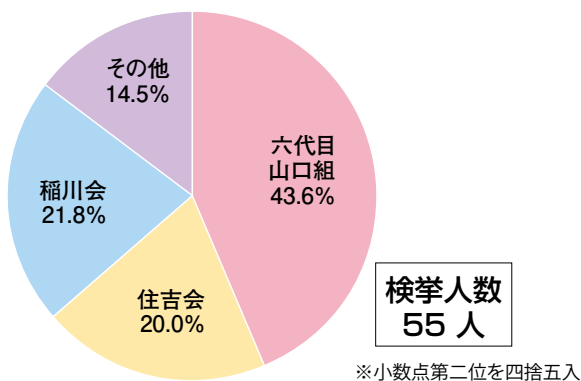
県内の暴力団検挙状況

※警察本部調べ

■ 検挙人数、再発・中止命令件数〈過去5年〉



■ 暴力団組織系列別検挙人数〈令和7年中〉

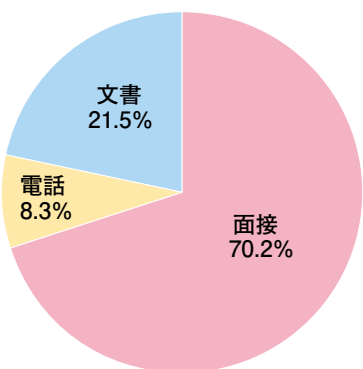


検挙人数 55人

※小数点第二位を四捨五入

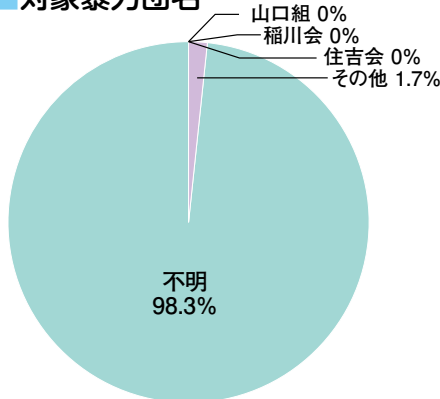
令和7年中の相談受理状況(暴力追放運動推進センター受理)

■ 相談態様



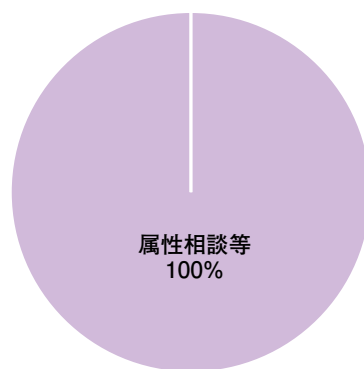
● 面接 … 85件 ● 文書(メール等) 26件
● 電話 … 10件

■ 対象暴力団名



● 山口組 … 0件 ● その他 … 2件
● 稲川会 … 0件 ● 不明 … 119件
● 住吉会 … 0件

■ 相談申出内容



● 属性相談等 … 121件

相談件数 121件

No!

27の禁止行為

暴力団対策法で禁止している暴力的要求行為

暴力団対策法では、指定暴力団員はもとより、準構成員等指定暴力団と一定の関係のある者についても、その指定暴力団の威力を示して、次のような行為を行うことを禁止しています。このような禁止行為を行えば、中止命令等が发出されます。

4 みかじめ料を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為



2 寄附金や賛助金等を要求する行為



1 口止め料を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為



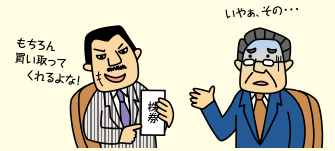
9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為



10 不当な金融商品取引を要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為



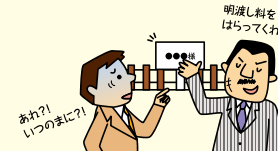
12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為



13 不当な地上げをする行為



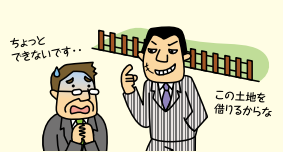
14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為



15 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為



16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為



17 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為



18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為



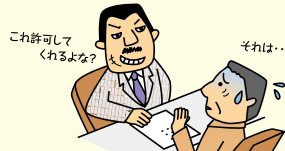
19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為



20 因縁を付けての金品等を要求する行為



21 許認可等をすることを要求する行為



22 許認可等をしないことを要求する行為



23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為



24 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為



25 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為



26 公共事務事業の契約の相手方とすることを要求する行為



27 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為



企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

暴力団の資金源に打撃を与える対策をより強化するため、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム(現暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム)による検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめられ、平成19年6月、政府の犯罪対策閣僚会議の幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「指針」という。)が策定されました。

指針では、反社会的勢力による被害を防止するための5つの基本原則を掲げるとともに、具体的な対応要領が示されています。

また、平成22年12月の第16回犯罪対策閣僚会議においては、企業活動からの暴力団排除のため、政府として「関係業界に対する指針の更なる普及啓発」等の取り組みを行うこととされています。

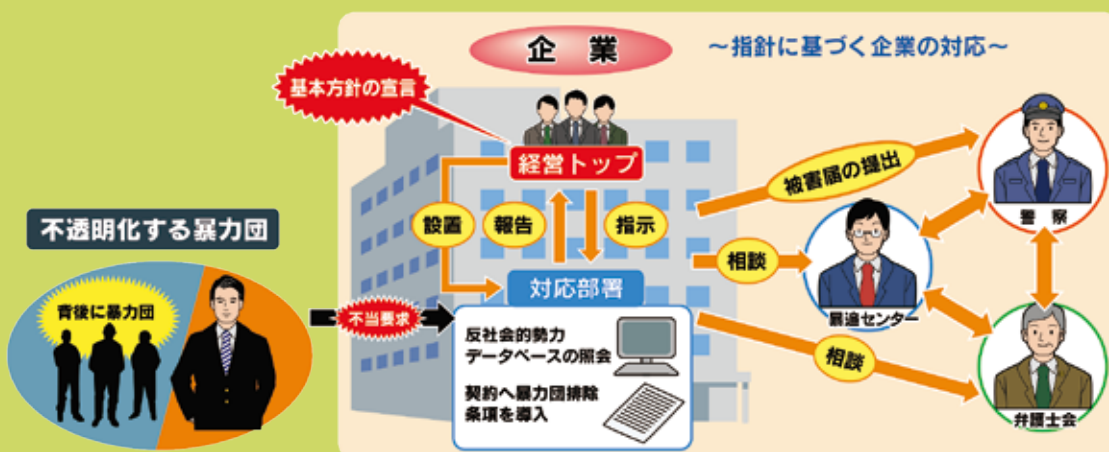
指針～基本原則 (平成19年6月)

- 1 組織としての対応
- 2 外部専門機関との連携
- 3 取引を含めた一切の関係遮断
- 4 有事における民事と刑事の法的対応
- 5 裏取引や資金提供の禁止

政府の取組(平成22年12月)

- ◎ 関係業界に対する指針の更なる普及啓発
- ◎ 暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討
- ◎ 公共事業等の契約の相手方企業やその下請企業等に対する指針に基づく取組の啓発
- ◎ 業種ごとの標準契約約款における暴排条項のモデル作成の支援
- ◎ 経済団体及び関係業界団体との連携の強化
- ◎ 業の主体からの暴力団等の排除

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針



福島県暴力団排除条例 (平成23年7月1日施行)

本県では、平成23年7月1日に「福島県暴力団排除条例」が施行されました。さらに理解を深めていただくために、改めて条例について詳しく解説します。

～スクラム組んで暴力団のいない安全で安心な福島県の実現～

目的

- 県民の安全で平穏な生活の確保
- 社会経済活動の健全な発展



排 除



基本理念

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金を提供しない
- 暴力団を利用しない

主 な 内 容

◎基本的施策

【県民等に対する支援】

県は、県民や事業者が暴排活動を自主的かつ相互の連携を図って行うことができるよう情報提供、助言等の支援を行います。

【暴力団からの離脱の促進】

県は、暴力団員の離脱の促進と社会経済活動への参加の援助をするため、就労支援等を行います。

【情報提供】

暴排のため、必要に応じて、警察による暴力団員等に関する情報を提供できることとしています。

※暴力団員等=暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

【保護措置】

暴排活動者等に対し、警戒や資機材の貸付などの警察による必要な保護措置を行います。

◎県の事務及び事業における措置

【公共工事等における措置】

公共工事・給付金の交付等の県の事務・事業(下請け等も含む)から暴力団員又は社会的非難関係者を排除します。

※社会的非難関係者=暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

【県の施設の使用における措置】

公の施設(会議場、集会場、広場等)が、暴力団の活動に使用されないための措置を講じます。

◎少年の健全な育成を図るための措置

【少年に対する教育等】

少年が、暴力団に加入したり、暴力団の被害に遭わないようにするための必要な教育を行います。

【暴力団員による少年への禁止事項】

- ① 少年を暴力団事務所立ち入らせること。
- ② 少年を自己の支配下に置く目的で「つきまとい」をしたり、「連続的な電話や電子メール」をすること。

【暴力団事務所の開設・運営の禁止】～違反=罰則

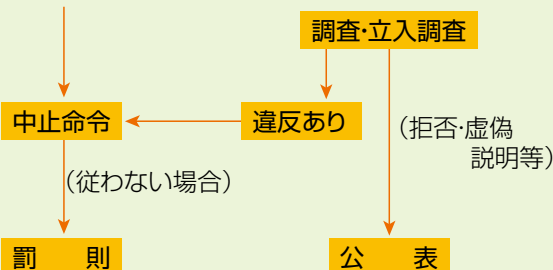
学校、図書館、都市公園などの対象施設の敷地の周囲から200メートル以内に暴力団事務所を新規に開設・運営すること。

……対象施設……

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 学校 | ⑦ 少年鑑別所 |
| ② 児童福祉施設・児童相談所 | ⑧ 保護観察所 |
| ③ 公民館 | ⑨ 青少年交流の家 |
| ④ 図書館 | ⑩ 県自然の家 |
| ⑤ 博物館 | ⑪ 都市公園 |
| ⑥ 家庭裁判所 | ⑫ 公安委員会規則で定める施設 |

対象施設の敷地の周囲 (200メートル以内) ←→ 暴力団事務所

〈違反した場合〉 〈違反の疑いがある場合〉



◎事業者による利益の供与の禁止等

【暴力団の利用等の禁止】

事業者は、事業活動を行うに当たって

- 暴力団の威力を利用すること
 - 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させること
- が禁止されます。

【利益の供与の禁止等】

事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して、次のような利益の供与をすることが禁止されます。

- ①暴力団の威力を利用する目的（したことで）
 - ②暴力団の活動・運営に協力する目的
 - ③暴力団の活動を助長することを知って
 - ④暴力団を優先的に取り扱うこと
- また、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者が情を知って①～④の利益を受けることを禁止

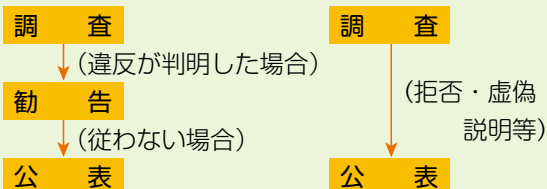
【契約時における措置等】

事業者は、

- ①契約関係者が暴力団員等でないことの確認
- ②書面による契約における暴力団排除条項の導入
- ③暴力団の活動・運営と判明したときの契約解除に努めなければなりません。

〈利益の供与の禁止等における

①・②に関して違反の疑いがある場合〉



暴力団事務所として使用されることを知った上での禁止行為は

【不動産の譲渡等に係る措置として】

不動産の譲渡等（売買契約など）の契約

【不動産の譲渡等の代理等をする者の措置として】

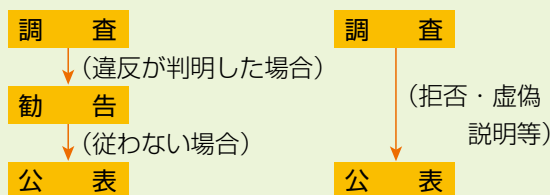
不動産の譲渡等（売買契約など）契約の代理・媒介をすること。

【建設工事に係る措置として】

建設工事（原状回復のための修繕を除く）をすること。

です。

〈違反の疑いがある場合〉



★上記3つの措置に共通する努力義務

- ①契約時の相手方に対する利用目的の確認
- ②契約時における暴力団排除条項の導入
- ③暴力団事務所として使用されることが判明した場合の契約解除又は買い戻し

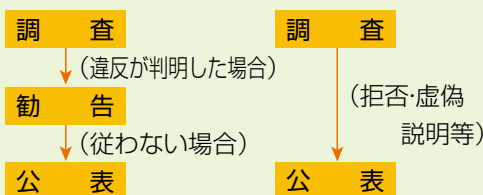
◎特定事業等からの排除

【特定事業者からの排除】～4業種

- ①ホテル・旅館
- ②冠婚葬祭業
- ③風俗営業等
- ④ゴルフ場

★暴力団の活動に利用されることを知って契約することが禁止されます。

〈違反の疑いがある場合〉



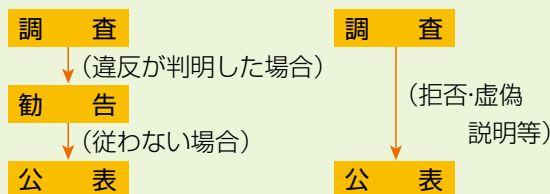
・暴力団排除の看板・貼り札の掲示等により、設備や施設が暴力団の活動に使用されないように努めなければなりません。

【祭礼等からの排除】

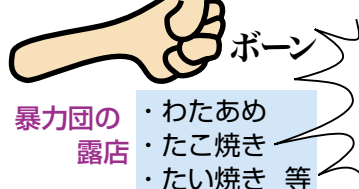
お祭りや花火大会等の主催者は、次のことが禁止されます。

- ★暴力団の威力を利用すること
- ★暴力団員等をお祭りに参加・出店させること

〈違反の疑いがある場合〉



直ちに撤去



契約書等に暴力団排除条項の導入はお済みですか

暴力団排除条項(暴排条項)の導入は

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)において、有効であるとされています。

○暴力団排除(暴排)条項とは

企業が取引に関して、契約書や取引約款・規約等の中に

- ① 暴力団等反社会的勢力とは契約しない
- ② 契約後に
 - ・相手側が暴力団等反社会的勢力と判明した場合
 - ・相手側が不当要求行為を行った場合は、契約を解除する

旨を盛り込んだ条項のことを言います。



【暴力団排除条項の参考例】

第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らかの催告をせず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙(乙が法人である場合には、役員及び経営に実質的に関与している者を含む。)が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

～以下省略～

暴力団排除条項の効果は

① 被害予防的効果

暴排条項を導入し反社会的勢力の排除を明確にすることで、暴力団等の参入を抑制し取引への介入を未然に予防できます。

② 担当者の負担軽減効果

契約に際して、暴排条項が規定された契約書を相手方に交付することで、担当者が暴排条項を基に形式的かつ毅然とした対応が可能となり、担当者の負担軽減に繋がります。

③ 裁判規範としての機能

暴排条項を根拠に相手方との契約を解除し、損害賠償責任を負うことなく取引を解消でき、また、取引で具体的に損害が発生している場合は、相手方への損害賠償の請求等を行うことができます。

○表明・確約とは

相手方に、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、保証させ、かつ、そのように表明したことに契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性をあげることが期待できます。

【表明・確約書の参考例】

○○株式会社

代表取締役

殿

○○株式会社

住 所

氏 名

生年月日

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約（いたします・いたしません）
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
 - ⑥ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2 私は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約（いたします・いたしません）
 - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

～ 中 略 ～

- 6 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（いたします・いたしません）

令和 年 月 日

署 名

印

※上記参考例をもとに各事業所の実態に沿うような内容で作成してください。

あなたの職場を守る暴排条項を導入しましょう

暴力団等に対する基本的対応要領

ほとんどの人が、自分は暴力団等には、関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか知れません。

市民の皆さんや企業が、暴力団員からの不当要求を受けた場合の対応要領を整理しました。大切なことは、暴力団等からアプローチを受けた場合は、一人で悩まず、警察や暴追センターや弁護士に早く相談することです。

◆平素の準備

① トップの危機管理

- ★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- ★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



② 体制作り

- ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

◆有事の対応(不当要求対応要領)

① 来訪者のチェックと連絡



② 相手の確認と用件の確認



③ 対応場所の選定



④ 対応の人数



⑤ 対応時間



⑥ 言動に注意する



⑦ 書類の作成・署名・押印



⑧ トップは対応させない



⑨ 即答や約束はしない



⑩ 湯茶の接待をしない



⑪ 対応内容の記録化



⑫ 機を失せず警察に通報



大原則(対応の基本)

— 組織的な対応 —

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者だけに責任を押し付けることは絶対にやってはけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

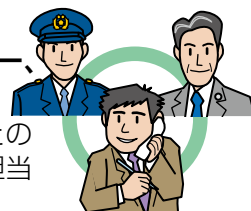
③ 暴力団排除条項の導入

- ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
 - 暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
 - 取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約することなどの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



④ 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

- ★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



不当要求対応DVDの紹介と貸出(無料)について

貸出手続き ▶ 暴追センターに直接おいでいただくか、電話(FAX等)連絡により申込みをお願いします。(DVD貸し出しは無料ですが、郵送料は別となります。)
 なお、この他にも参考となる暴排DVDがありますので、ご相談ください。

No.	タイトル	No.	タイトル
1	事前の備えこそ最大の防御! ～巧妙化する反社会的勢力の罠～ 46分 管理 ^{②⑦}	9	3つの視点で考える ～反社会的勢力排除の対応策～ 35分 管理 ^{④⑦}
2	不当要求・クレームへの初期対応 ～効果的な“必殺ワード”と対策ポイント～ 43分 管理 ^{②⑧}	10	3つのフェーズで探る悪質クレーマーに対する不当要求対応 36分 管理 ^{④⑨}
3	決断の刻 ～闇に引き込まれないために～ 34分 管理 ^{③⑩}	11	行政対象暴力 ～暴かれた本性～ 39分 管理 ^{⑤⑪}
4	暴力団がやってきた! ～暴力団による不当要求等の実態と対応要領～ 36分 管理 ^{③④}	12	ネット社会のリスク管理! ～サイバー攻撃・SNSトラブルへの対応メソッド～ 44分 管理 ^{⑤⑫}
5	そのときどうする! はじめての不当要求対応 ～電話編～ 42分 管理 ^{③⑧}	13	不当要求対応と基礎と応用 具体的な事例に学ぶ実践テクニック 106分 管理 ^{③⑬}
6	そのときどうする! はじめての不当要求対応 ～面談編～ 38分 管理 ^{④⑪}	14	身近に潜む危機 40分 管理 ^{⑤⑭}
7	ネットクレーマーへの対応 ～そのときどうする!?!～ 38分 管理 ^{④⑫}	15	そのとき、どうする!?! トクリュウとカスタハラから従業員と会社を守るために 48分 管理 ^{⑤⑮}
8	不当要求対策 ～絶対に負けません～ 61分 管理 ^{④⑫}	16	不当要求対策 ～絶対に負けませんⅢ～ カスタマーハラスメント対策編 34分 管理 ^{⑥⑯}

暴追センター賛助会員一覧

令和7年度は398件(団体会員360件、個人会員38件)から賛助金973万円(令和8年2月現在)のご協力をいただきました。感謝の意を含め、ここに団体会員名(266件)を掲載させていただきます。(敬称略)

(1) 賛助会費 5 口以上の賛助会員

団 体 名
(株)東邦銀行、いわき信用組合、福島県中央遊技業協同組合、福島県信用金庫協会、丸長建設工業(株)、(一社)福島県銀行協会、(株)大東銀行、(株)福島銀行、(株)ヨークベニマル、ゼビオコーポレート(株)、いわき遊技業協同組合

(2) 賛助会費 2 口以上の賛助会員

団 体 名
福島地区遊技業協同組合、会津地区遊技業協同組合、福島県中古自動車販売協会、(一社)福島県警友会、(株)福島民報社、福島県建設業協会郡山支部、(株)マルト、(公社)福島県宅地建物取引業協会、福島トヨタ自動車(株)、東洋システム(株)、(公社)全日本不動産協会福島県本部、(株)アトックス福島復興支社、(一財)大原記念財団、福島県ゴルフ連盟、相双地区遊技業協同組合、白河地区遊技業組合、福島県信用保証協会、(株)福島日泰重機、(株)安齋会計事務所、(株)渡辺土木、(一社)福島県警備業協会、(有)秀倫

(3) 賛助会費 1 口の賛助会員

区 分	団 体 名
公 共	鏡石町役場、川内村役場、(公財)日本防災通信協会福島県支部、(公社)ふくしま被害者支援センター
金 融	会津商工信用組合、ゼビオカード(株)、相双五城信用組合、(株)東邦カード、東北労働金庫福島県本部、(株)日本政策金融公庫福島支店、東日本建設業保証(株)、(株)ふくぎんリース&クレジット、福島県商工信用組合、福島県農業信用基金協会、福島信用販売(株)、(株)ゆうちょ銀行福島店
保 険	(一社)生命保険協会福島県協会、(一社)福島県損害保険代理業協会、福島県民共済生活協同組合、損害保険料率算出機構福島自賠責損害調査事務所、朝日生命保険(相)福島支社、(株)かんぼ生命保険、クレハサービス(株)、こくみん共済coop福島推進本部、(株)シンヤ、全国共済農業協同組合連合会福島県本部、損害保険ジャパン(株)福島支店、SOMPOひまわり生命保険(株)、大樹生命保険(株)郡山支社、東京海上日動あんしん生命保険(株)福島生保支社、日本生命保険(相)福島支社、富国生命保険(相)福島支社、明治安田生命保険(相)郡山支社
会 計	(株)財経戦略研究所、(税)寺田共同会計事務所
法 務	福島県行政書士会、(弁)クレイス法律事務所、(弁)滝田三良法律事務所、(弁)ブレインハート法律事務所
医 療	(一社)郡山医師会、(医)生愛会
自動車	(一社)福島県自動車販売店協会、(有)イチユウオート、北関東自動車販売(株)、新常磐交通(株)整備事業本部、スバル東北(株)、トヨタカローラ福島(株)、ネットヨタ郡山(株)、ネットヨタ福島(株)、福島ダイハツ販売(株)、福島トヨペット(株)、福島日野自動車(株)、(株)福島マツダ、(株)星自動車、(有)ユタカ自動車工業
自動車 教習所	会津自動車学校、扇町自動車学校、(株)昭和 昭和ドライバーズカレッジ、(株)須賀川ドライビングスクール、西部自動車学校、(株)タイヘイドライバーズスクール、(株)平中央自動車学校、東北振興産業(株)会津中央自動車教習所、(株)南湖自動車学校、(株)原町自動車教習所、(株)原町中央自動車教習所、保原自動車学校、マツキドライビングスクール福島飯坂校、湯本自動車学校
運 輸	押田運送(有)、小名浜海陸運送(株)、クレハ運輸(株)、(株)スカイ運輸、日本郵便(株)、東日本高速道路(株)東北支社福島管理事務所、東日本旅客鉄道(株)東北本部福島支店、福島運送(株)、福島陸運(株)、双葉運輸(株)、三つ山運送(株)
農業漁 業酪農	全国農業協同組合連合会福島県本部、全農物流(株)福島支店、相馬双葉漁業協同組合、東西しらかわ農業協同組合、福島県酪農業協同組合
電 力 ガ ス 通 信	(一財)東北電気保安協会、N T T 東日本(株)東北福島支店、須賀川瓦斯(株)、(株)倉伸、東京パワーテクノロジー(株)原子力事業部福島原子力事業所、東邦福島(株)、(株)ネクセライズ小名浜事業所

区分	団体名
製造	いわき大王製紙(株)、北芝電機(株)、(株)クレハいわき事業所、日本たばこ産業(株)福島支社、(株)ピックルスコーポレーション、三菱ケミカル(株)、三本珈琲(株)郡山支店、ルビコン(株)福島事業所
小売業	(株)アコーデオン(ゆうぶら郡山店)、カンノ・トレーディング(株)、(株)クラシマ、グラントマト(株)、進和ビジネス(株)、(株)鈴弥洋行、(株)ダイユーエイト、(株)タケダ、(株)ハニーズホールディングス、PLANT5大玉店、(株)増子時計店、(有)松藤
マスコミ	福島民友新聞社(株)、(株)ラジオ福島
印刷	(有)土屋印刷所、(株)日進堂印刷所、(株)プロセス印刷
不動産	(株)会津ゼネラルホールディングス、(有)我妻不動産、アドレス(株)、アドレス賃貸(株)、(株)伊東商事、(株)郡中本店、仙台ターミナルビル(株)エスパル福島店、(株)福仙通商、(株)増子商事、(株)都路林産開発、(有)ルームズ
建設	東白川建設業暴力追放推進協議会、(株)安藤・間棚塩出張所、安藤ハザマJV浪江拠点出張所、石川建設工業(株)、(株)泉田組、応用地質(株)エネルギー事業部、(株)オオバ工務店、(株)オノヤ、(株)小野中村、陰山建設(株)、鹿島建設(株)福島営業所、加藤建材工業(株)、(株)KIZUNA、北関東空調工業(株)、(株)クサノ工建、クレハ建設(株)、(株)郡山塗装、後藤建設工業(株)、コバックス(株)、齋藤電建工業(株)、佐藤工業(株)、佐藤マシナックス工商(株)、庄司建設工業(株)、(株)上信設備、世紀東急工業(株)福島営業所、セキスイハイム東北(株)福島支社、積水ハウス(株)福島支店、仙建工業(株)福島支店、(株)相双リテック、大和工業(株)、多田建設(株)、(株)館岩工務所、東北建設(株)、(株)トヨネスト、(株)日新土建、(株)ビーエイブル、富久泉工業(株)、前田建設工業(株)東北支店環境省復興関連事務所、陸奥テックコンサルタント(株)、(株)ユタカ建設、レジリエンス(株)、(株)RYOWA東北支店、を組(株)
宿泊観光	(一社)岳温泉観光協会、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、岳温泉旅館協同組合、早戸温泉つるの湯企業組合、(株)東館、郡山ビューホテル(株)、(株)山水荘、常磐興産(株)管理部、長治観光(株)ホテルリステル猪苗代、ホテル光雲閣、ホテルハマツ【ハマツ観光(株)】、(株)ミドルウッド【グランパークホテルエクセル福島恵比寿】
施設	(公財)福島市スポーツ振興公社、(株)ウェブ21玉川事業所、(株)塙町振興公社、富友興産(株)荒川ゴルフクラブ
遊技	福島県遊技業協同組合連合会、(株)アラジン、(株)つばめエイジェンシー、(株)平成興業、
サービス	(一社)福島県レンタカー協会、石川地区接客業暴力団排除推進協議会、(株)R・C、(株)アサンテ、(株)NCI、(株)企画室・コア、こころネット(株)、(株)タクトフル、(株)東北第一興商、(株)ハートライン、ボックス情報システム(株)、(株)フィットテック、(株)福島リコピー(株)、マリーナ・レイク猪苗代(株)、(有)マリンサービスいわき、(有)丸又葬儀社
飲食	二本松三業組合、エターナルプラス(株)、(有)かぶら、(株)ケーイーティ、(株)幸楽苑、(株)GMクリエイション、(株)ナイスミート、(株)八幡屋、料理旅館田事【(株)お茶とプリン】
警備	井田興業(株)、キョウウプロテック(株)、富士防災警備(株)、民間救急警備(株)
産廃	(一社)福島県産業資源循環協会、福島市環境連絡協議会、(株)クレハ環境、(株)しもごう環境サービス、(株)相双スマートエコカンパニー、(株)東北エコクリーン、日野金属産業(株)福島事業所、ひめゆり総業(株)、(株)プラスワン・福島、三山クリーン(株)
他	(一社)福島県猟友会、暴力団排除熱海地区推進協議会

*個人会員38件、公表を希望しない団体会員43件及び公表希望調査の未回答団体会員51件については掲載していません。

賛助会員を募集しています!! ~一人でも多くの方の入会をお待ちしています。~

賛助会員とは?

暴追センターの暴力団根絶事業を推進するためにご賛同いただき、入会した個人又は企業・団体をいいます。

会費(年会費)

原則として

- 個人 5,000円以上
- 団体等 20,000円以上

なお、暴追センターは公益法人ですので、税法上の優遇措置を受けることができます。

会員の特典

- 「会員之証」の交付
- 暴追センターニュースの配信(概ね月2回)
- 暴排資料、カレンダー、ポスター、ステッカー等の配布
- ホームページ等へ「賛助会員一覧」の掲載

入会手続き

「入会申込書」等の提出をお願いしています。
詳しくは、暴追センターまで、お問い合わせください。



☎ 024-572-6960



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター

あなたの職場を
暴力団等から守るため
不当要求防止責任者講習を
受けましょう!!

講習
無料

不当要求防止責任者講習



暴追センターでは、福島県公安委員会から委託を受けて、県内6方部(福島市・郡山市・白河市・会津若松市・いわき市・南相馬市)で暴力団等からの被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を実施しています。

講習手続き

● 不当要求防止責任者の選任及び不当要求防止責任者講習の申込み

会社・行政機関・自営業等、各種事業所ごとに「不当要求防止責任者」を選任してください。不当要求防止責任者の選任届及び同講習の申込みは、最寄り警察署刑事(第二)課に提出するか、「e-Gov電子申請」<https://shinsei.e-gov.go.jp/>からオンライン申請して下さい。

● その他 詳しいことは、当センターHPをご覧ください。

*講習の申し込み後に、受付完了の連絡や案内等はありません。
*定員になり次第締切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

講習の種別

- 選任時講習 / 選任後(概ね1年以内)受講します。
- 定期講習 / 選任時講習を受講後、概ね3年ごとに受講します。
- 臨時講習 / 特別の事情がある場合に必要の都度受講します。

講習内容

- 暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- 不当要求に対する対応要領
- 相談事例
- 弁護士からみた暴力団対策

受講修了書等の交付

- 受講修了書
- 責任者選任事業所ステッカー

責任者講習の問い合わせ

- 事業所の所在地を管轄する警察署刑事課(刑事第二課)の暴力団対策係
- 県警察本部組織犯罪対策課暴力団対策係(代表/TEL024-522-2151)
- 公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター
TEL:024-572-6960

※詳しくは暴追センターホームページをご覧ください。

<http://www.botsui-fukushima.jp>

相談無料・秘密厳守

暴力団による悩み、困りごとは
公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター
へご相談下さい。早い相談が解決の決め手です。



公益財団法人 福島県暴力追放運動推進センター 福島相談所
〒960-8103 福島市舟場町2番1号 福島県舟場町分館3階

TEL 024-572-6960 FAX 024-572-6961